

海なぞ実行委員会規約・会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、海なぞ実行委員会（以下「本会」）と称し、事務所は、東京都千代田区神田三崎町3-7-12 清話会ビル3階に置く。

(目的)

第2条 本会は、日本全国の豊かな海を未来に残すため、次世代を担う子供たちや若者を中心に、多くの人々が海への関心を高め、行動を起こすムーブメントを醸成することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を実施する。

(1) 全国の水族館への「全国の水族館とつながるオンライン謎解きプロジェクト」への協力要請

(2) 各水族館の特徴を取り入れ、海洋危機啓発の内容を盛り込んだ謎解きコンテンツの制作およびイベントの開催

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(会費)

第5条 会費については、無料とする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

(1) 実行委員長 大嶋 麻沙美（おおしま あさみ）

・・・本会を代表し、その活動を総理する。

(2)事務局長 小川 幸也 (おがわ ゆきや)

(3)実行委員 奥村 裕二 (おくむら ゆうじん)

野村 尚克 (のむら なおかつ)

・・・会長を補佐し、会の運営に関することを審議決定する。

(総会)

第8条

1 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第10条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て委員長が別に定める。

附則

この会則は、平成30年12月1日から施行する。

設立年月日：平成30年12月1日

令和2年5月8日

上記内容に誤りがないことを証明いたします。

海なぞ実行委員会 実行委員長